

佐久市文化振興推進企画委員会設置要綱(平成24年12月25日教育委員会告示第19号)

最終改正:令和5年3月23日教委告示第9号

改正内容:令和5年3月23日教委告示第9号[令和5年4月1日]

(設置)

第1条 本市の文化振興の推進を図るため、佐久市文化振興推進企画委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第2条 委員会は、次の事項について調査及び検討し、その成果を佐久市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に報告するものとする。

- (1) 佐久市教育振興基本計画における文化・芸術の推進に関すること。
- (2) 文化振興基金の活用に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 前号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(顧問)

第7条 委員会に、専門的指導助言を行うため、顧問を置くことができる。

2 前項に規定する顧問は、教育委員会が委嘱する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、社会教育部文化振興課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。**附 則**

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和4年1月20日教委告示第6号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和5年3月23日教委告示第9号)

この要綱は、令和5年4月1日より施行する。